

ネットとうほく 2018（検）第7号-6  
2021年（令和3年）3月25日

〒020-0084

盛岡市神明町8番18号 安達法律事務所  
株式会社岩手ホテルアンドリゾート代理人  
弁護士 安達孝一 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 再申入書

当団体から昨年10月6日付けでお送りしていた申入書に対し、貴職から、本年1月6日付け約款送付書で、当団体から指摘のあった点を検討し規約の一部を改定したとの回答をいただきました。

当団体でも改定後の結婚式・披露宴・会食会・会員制パーティー・フォトウェディングに関する約款（以下「本約款」といいます。）の内容を確認したところ、当団体の申入れやモデル約款を参考に一部条項の修正をいただきましたが、以下に述べる部分については引き続き当該条項の改定を申し入れます。

つきましては、以下の申入れ事項に対し、本書面到達後2ヶ月以内を目処に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

### 第1 申入れ事項

#### 1 申入れの趣旨

##### 【申入れ事項1】

本約款の第8条の下記期間における取消料について、①の期間の規定は削除し、②の規定については消費者契約法9条1号に沿う内容に改定すること。

①申込み日から365日目まで

②364日目以降から180日目まで

## 【申入れ事項 2】

本約款第 9 条の下記期間における変更料について、①の期間の規定は削除し、②の規定については消費者契約法 9 条 1 号に沿う内容に改定すること。

- ①申込み日から 365 日目まで
- ②364 日目以降から 180 日目まで

## 2 申入れの理由

### 【申入れ事項 1】について

(1) 前回の令和 2 年 10 月 6 日付申入書でもご指摘したとおり、消費者契約法 9 条 1 号は「契約の解除を伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」場合当該超過部分を無効としています。

貴社より送付頂いた改定後の約款によると、149 日目以降から当日までの取消料については、モデル約款に準じた内容に、当日については流用可能な未使用品は控除する旨改定頂いていることが確認できましたが、以下①②の期間については、従前約款のまま変更されていません。

- ①申込み日から 365 日目まで
- ②364 日目以降から 180 日目まで

これら期間については、以下の理由により、なお消費者契約法に違反する点があるものと判断しますので、再申入れ致します。

(2) まず、①申込日から 365 日目までについてですが、令和 2 年 10 月 6 日付申入書（「2 申入れの理由」（1））でもご指摘したとおり、通常、披露宴の 1 年以上前には具体的な準備は行われておらず、積極的損害は発生していません。また、1 年以上前の解約の事案について、得べかりし利益が平均的損害となるということはできないとする裁判例（東京地裁平成 17 年 9 月 9 日判決／判例時報 1948 号 96 頁）があります。同判決は、取消料として申込金 10 万円を支払う旨の条項がある契約において、「予定日から 1 年以上先の日に挙式等が行われることによって利益が見込まれることは確率としては相当少ないのであって、その意味で通常は予定しがたいことと言わざるを得ない」とこと、「その後 1 年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待できる時期にあることも考え合わせると、その後新たな予約がはいらないことにより、被控訴人が結果的に・・・得られたであろう利益を喪失する可能性が絶無ではないとしても、そのような事態はこの時期に平均的なものとして想定し得るものとは認め難いから、当該利益の喪失は法 9 条 1 号にいう平均的な損害に当たるとは認められない」と判示しています。

これらの点から、1 年以上前（①の期間）については取消料の条項の削除が相当であると考えます。

(3) ②364 日目以降から 180 日目までについても、結婚式・披露宴等の実施日までかなりの日数があることからすれば、一律に申込金 10 万円の損害が発生するとは考えられません。

結婚式場やホテルの契約約款については、これまで全国の適格消費者団体が問題としてきた事例の蓄積があり、業界的には、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」(以下、「モデル約款」という)が一定の合理性を有するものとして参考になると思われるところ、本約款においては、364日以降から180日目までに定められた取消料は、モデル約款(上限を示すものである)に定める解約料(364日目以降180日目まで 申込金の50%まで及び印刷物等実費)をも上回ります。

また、貴社の申込金は10万円と高額であることから、モデル約款に機械的に習うのではなく各時期において、実際にどの位の平均的損害が想定されるのかを検討の上定められるべきです。

- (4) 当団体としては、上記のとおり、365日以前については平均的な損害は想定し得ないと考えており、他の申入れ事案でも削除するよう求めていきます。365日以前の期間については、当団体の申し入れにより、取消料が発生しない内容に約款を改定した事業者もあること(当団体HP申入れ等活動のうち、森トラスト・ホテル&リゾーツ株式会社(結婚式・披露宴運営業)参照)、他の適格消費者団体の申入れにおいても365日以前の取消料に関する条項について、取消料が発生しない内容に約款を修正している実績が複数あることを付言します(適格消費者団体NPO法人消費者支援機構福岡の申入れ活動(株式会社ニューオータニ九州)、適格消費者団体公益社団法人全国消費生活相談員協会の申入れ活動(株式会社ポジティブドリームパーソンズ)等)。

#### 【申入れ事項2】について

本約款第9条の【期日変更料】について、【申入れ事項1】の理由に記載したのと同様の理由により期日変更料についても、改定を求めます。

以上